

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有權機關
國際事務局



10) 国際公開番号

WO 2016/021584 A1

(43) 国際公開日
2016年2月11日(11.02.2016)

(51) 國際特許分類: *G06F 13/00* (2006.01) *H04M 3/533* (2006.01)
H04M 1/00 (2006.01)

(21) 國際出願番号: PCT/JP2015/072055

(22) 國際出願日: 2015 年 8 月 4 日 (04.08.2015)

(25) 國際出願の言語: 日本語

(26) 國際公開の言語: 日本語

(30) 優先権データ:
 特願 2014-159467 2014 年 8 月 5 日 (05.08.2014) JP

(71) 出願人: 株式会社未来少年 (MIRAISHONEN, INC.)
 [JP/JP]; 〒4660834 愛知県名古屋市昭和区広路町
 北石坂 102-54 八事グランドビル 5 階
 Aichi (JP).

(72) 発明者: 米倉 千貴 (YONEKURA Kazutaka); 〒1500043 東京都渋谷区道玄坂 1-10-5 渋谷
 プレイス 10 階 株式会社未来少年内 Tokyo
 (JP).

(74) 代理人: 特許業務法人高橋・林アンドパートナーズ (TAKAHASHI, HAYASHI AND PARTNER PATENT ATTORNEYS, INC.); 〒1440052 東京都大田区蒲田 5-24-2 損保ジャパン蒲田ビル 9 階 Tokyo (JP).

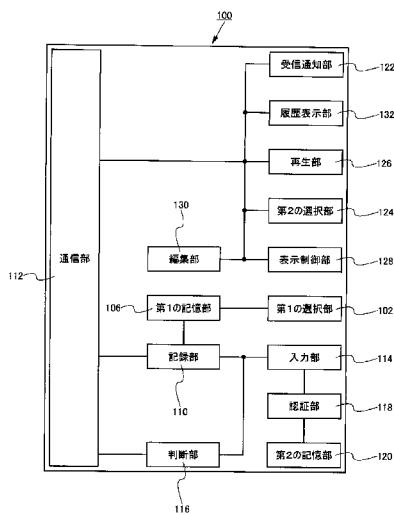
(81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.

(84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨー

[有葉綱]

(54) Title: TERMINAL DEVICE AND MANAGEMENT SERVER

(54) 発明の名称：端末装置及び管理サーバ



- 102 First selection unit
 - 106 First storage unit
 - 110 Recording unit
 - 112 Communication unit
 - 114 Input unit
 - 116 Determination unit
 - 118 Authentication unit
 - 120 Second storage unit
 - 122 Reception notification unit
 - 124 Second selection unit
 - 126 Playback unit
 - 128 Display control unit
 - 130 Editing unit
 - 132 History display unit

(57) Abstract: One purpose of the present invention is to provide an information sending method and receiving method which, in a social networking service, make it possible to exchange messages with another person easily. This terminal device is provided with a first storage unit which stores addresses of users with whom communication is possible, a first selection unit which selects a specific user from the first storage unit, a video recording unit which records a message, and a sending unit which sends a message recorded by the video recording unit to the user indicated by the first selection unit. The message sent from the terminal device can be made a video message that contains audio and video information. A function for managing a history of incoming messages is added to the communication device, so the receiver of the messages can associate and play multiple messages.

(57) 要約: ソーシャル・ネットワーキング・サービスにおいて、相手方と手軽に、メッセージのやりとりをすることができる、情報発信方式及び受信方式を提供することを目的の一つとする。通信可能なユーザのアドレスを記憶する第1の記憶部と、第1の記憶部から特定のユーザを選択する第1の選択部と、メッセージを録画する録画部と、録画部で録画したメッセージを第1の選択部で指定されたユーザに向けて送信する送信部と、を有する端末装置が提供される。端末装置から発信されるメッセージは、映像及び音声の情報を含むビデオメッセージとすることができる。端末装置には着信履歴を管理する機能が付加され、メッセージの受信者は、複数のメッセージを関連付けて再生することができる。



□ ツバ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG). 添付公開書類:
— 国際調査報告（条約第 21 条(3)）

明 細 書

発明の名称：端末装置及び管理サーバ

技術分野

[0001] 本発明は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスに関する。開示される発明の一実施形態は、ユーザが相互に映像通信を行うときの配信及び再生技術に関する。

背景技術

[0002] ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」ともいう。）の一形態として、パーソナルコンピュータ、タブレット端末及びスマートフォン等の携帯端末を使用して、ユーザ同士がリアルタイムの文字通信を行う、いわゆるチャットと呼ばれるサービスが提供されている。チャットによるコミュニケーションは、ユーザが一対一で行う形態の他、特定のグループに属する複数のユーザ同士が行うグループ内チャット、或いは特定のグループ間で行われるグループ間チャットが実現されている。

[0003] また、従来の固定電話回線による通信に代わり、インターネット回線を利用して、ネットワーク上で対等な関係にある端末同士を相互に直接接続し、V o I P (Voice over Internet Protocol) による音声通話や、端末装置に付属する録画機能を利用して映像を伴う通話をリアルタイムで行う通信サービスが提供されている。

[0004] このような通信サービスの提供を受けるには、あらかじめサービスの提供者にユーザ登録をすることが必要とされている。SNSでは、ユーザ情報がサービスの提供者側で管理され、何らかの関連性のあるユーザを友達リストとして提供し、コミュニティを広げ、増やそうとする仕組みが構築されている。ユーザはまた友達リクエストを通して登録ユーザ相互のつながりを広げていくことで、コミュニケーションをとることのできる範囲を広げ、多様な情報収集が可能となっている。

[0005] SNSの一例として、チャットサービスにおいて、登録ユーザの友達リス

トを管理し、登録ユーザに対して友達リストに追加すべき他のユーザを推奨し、チャットサービスへの登録の有無に応じて設定された所定の条件を用いて、登録ユーザに推奨すべき他のユーザを決定するサーバ装置が開示されている（特許文献1参照）。

先行技術文献

特許文献

[0006] 特許文献1：特開2010-520603号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0007] 情報通信技術の発達により、個人が取得し、発信することのできる情報の量は増大し、その範囲は著しく拡大している。携帯端末にインストールされたアプリケーション・ソフトウェアを操作すれば、複数人と同時に情報を共有することも容易にできる。特に映像を伴ったコミュニケーションは、文字や音声のみのコミュニケーションに比べ、相手の表情など視覚を通じて得られる情報により、情報の量及び質が増大しているといえる。

[0008] このようにSNSを利用すれば、時間的及び距離的障害を克服して、複数人と多量の情報を相互に、しかもリアルタイムで共有することができる反面、それぞれのユーザはプライベートな時間を持っているのが通常であるため、常にリアルタイムで情報交換ができるとは限らないのが実情である。例えば、あるアイディアが閃いて、それをすぐに相手に通知したくても、相手とリアルタイムで通話がとれない場合がある。そのような場合、せっかく閃いたアイディアも、その内容及び質は時間の経過と共に変質し、有用性が低下してしまうことがある。

[0009] また、他の問題として、SNSの利便性が、個人のプライバシーを浸食し、ストレスに感じる人が増えているという実情がある。

[0010] 本発明の一実施形態は、このような状況に鑑み、SNSにおける新たな情報発信方式及び受信方式を提供することを目的の一つとする。

課題を解決するための手段

- [0011] 本発明の一実施形態によれば、通信可能なユーザのアドレスを記憶する第1の記憶部と、第1の記憶部から特定のユーザを選択する第1の選択部と、メッセージを録画する録画部と、録画部で録画したメッセージを第1の選択部で指定されたユーザに向けて送信する送信部とを有する端末装置が提供される。
- [0012] この端末装置が録画するメッセージは、映像と音声を伴うビデオメッセージであってもよい。送信部は、録画時にメッセージの音声が一定時間途切れたとき、又はメッセージ発信者が、録画時に特定のコマンドを発声したとき、メッセージの終了を判断して、当該メッセージを自動的に送信してもよい。
- [0013] 端末装置は、生体認証を行うための声紋を記憶する第2の記憶部を有し、メッセージ入力者の声紋を検知して、第2の記憶部に記録された声紋と比較することで本人認証を行う認証部を、さらに有していてもよい。
- [0014] 本発明の一実施形態によれば、メッセージを受信したことを通知する受信表示部と、メッセージを受信する受信部と、メッセージのリストを表示させ特定のメッセージの選択を可能とする第2の選択部と、選択されたメッセージを再生する再生部と、を有する端末装置が提供される。
- [0015] この端末装置が再生するメッセージは、映像及び音声の情報を含むビデオメッセージであってもよい。端末装置は、特定のメッセージが選択されたとき、同じ発信者の未読のメッセージを時系列で連続して再生するように関連付ける編集部を、さらに有していてもよい。端末装置は、受信したメッセージをサムネイル表示する表示制御部をさらに有し、第2の選択部は、サムネイル表示されたメッセージの中から選択された一又は複数のメッセージを選択し、再生部は、第2の選択部で指定された順番にメッセージを再生してもよい。端末装置は、メッセージの着信履歴を時系列にサムネイル表示する履歴表示部をさらに有し、第2の選択部は、時系列で表示された着信履歴の中から選択された一又は複数のメッセージを選択し、再生部は、第2の選択部

で指定された順番にメッセージを再生してもよい。

[0016] 本発明の一実施形態によれば、ユーザ端末からメッセージを受信する受信部と、当該メッセージを記憶する記憶部と、指定された受信ユーザにメッセージの送信があったことを通知する着信通知部と、受信ユーザが当該メビデオメッセージを選択したときに、メッセージを送信する送信部と、を有する管理サーバが提供される。

[0017] 管理サーバが扱うメッセージは、映像及び音声の情報を含むビデオメッセージであってもよい。管理サーバは、受信ユーザにメッセージを送信するときに、広告を添付する広告挿入部を、さらに有していてもよい。広告挿入部は、メッセージの内容を自動解析し、当該メッセージに関連性の高い広告を挿入してもよい。

発明の効果

[0018] 本発明の一実施形態によれば、メッセージを発信したいユーザは、いつでも気軽にメッセージを録画して発信することができ、メッセージの配信先である受信者は自己の都合のよいときに受信したメッセージを再生することができるため、各ユーザは気軽に情報交換をすることができる。

[0019] 本発明の一実施形態によれば、ユーザは、相手先との通信を確立することなく、相手先を指定してメッセージを発信することができる。それにより、ユーザはその都度メッセージを録画して、逐次アップロードすることで、会話としてひとまとめのメッセージを配信することもできる。

[0020] 本発明の一実施形態によれば、ユーザは、メッセージの配信者であるユーザから、直接通話の呼び出しを受けることなく、自己の都合がよいときにメッセージを選択し、視聴することができ、未視聴のメッセージを連続して視聴することや、特定のメッセージを一つ又は複数個選択して再生することができる。

図面の簡単な説明

[0021] [図1]本発明の一実施形態に係る、発信者側のユーザがメッセージのアップロードをする態様を説明する図である。

[図2]本発明の一実施形態に係る、受信者側のユーザがメッセージを再生する態様を説明する図である。

[図3]本発明の一実施形態に係る、端末装置の構成を説明する図である。

[図4]本発明の一実施形態に係る、端末装置と管理サーバの関係を説明する図である。

[図5]本発明の一実施形態に係る、メッセージのアップロード、着信通知及びメッセージの再生のフローを説明する図である。

[図6]本発明の一実施形態に係る、端末装置の表示画面の一形態を説明する図である。

[図7]本発明の一実施形態に係る、端末装置の表示画面の一形態を説明する図である。

[図8]本発明の一実施形態に係る、端末装置の表示画面の一形態を説明する図である。

[図9]本発明の一実施形態に係る、端末装置の表示画面の一形態を説明する図である。

[図10]本発明の一実施形態に係る、端末装置の表示画面の一形態を説明する図である。

[図11]本発明の一実施形態に係る、端末装置の表示画面の一形態を説明する図である。

[図12]本発明の一実施形態に係る、端末装置の表示画面の一形態を説明する図である。

[図13]本発明の一実施形態に係る、端末装置の表示画面の一形態を説明する図である。

[図14]本発明の一実施形態に係る、サーバを介さずにメッセージを送信する態様を説明する図である。

[図15]本発明の一実施形態に係る、端末装置の構成を説明する図である。

[図16]本発明の一実施形態に係る、メッセージの送信及びメッセージの再生のフローを説明する図である。

発明を実施するための形態

[0022] 以下、本発明の実施の形態を、図面等を参照しながら説明する。但し、本発明は多くの異なる態様で実施することが可能であり、以下に例示する実施の形態の記載内容に限定して解釈されるものではない。また、図面は説明をより明確にするため、実際の態様に比べ、各部の幅、厚さ、形状等について模式的に表される場合があるが、あくまで一例であって、本発明の解釈を限定するものではない。また、本明細書と各図において、既出の図に関して前述したものと同様の要素には、同一の符号を付して、詳細な説明を適宜省略することがある。

[0023] [概要]

本発明の一実施形態に係る、メッセージの送受信の態様を、図1及び図2を参照して説明する。

[0024] 図1は、第1の端末装置100aを所持する第1のユーザ102が、第2の端末装置100bを所持する第2のユーザ104にメッセージを送信する態様を示す。なお、第1のユーザ102及び第2のユーザ104は、本サービスの提供を受けるためにサービス提供者に予め登録されているユーザであるものとする。

[0025] まず、第1のユーザ102は、第1の端末装置100aを使用してメッセージの送信先を選択し、指定する。図1では、第2のユーザ104がメッセージの送信先として指定される。なお、メッセージの送信先は特定の一人に限定されず、複数人ないし特定のグループを指定することも可能である。

[0026] 第1のユーザ102は、第1の端末装置100aを操作してメッセージの録画をする。メッセージは、音声のみのボイスメッセージでもよいが、好ましくは映像と音声を伴ったビデオメッセージが第1の端末装置100aに録画される。ビデオメッセージでは視覚的情報が含まれるため、音声のみのメッセージに比べて相手先に伝わる情報量が増大するため、本実施形態の好ましい形態として推奨される。本実施形態では、特に断りの無い場合、メッセージはビデオメッセージであるものとする。

- [0027] 第1の端末装置100aは、メッセージの録画が終了すると、それを管理サーバ200にアップロードする。第1のユーザ102は複数のメッセージを発信することも可能であり、その場合、一つのメッセージごとにアップロードしてもよいし、複数のメッセージをまとめてアップロードするようにしてもよい。
- [0028] アップロードされたメッセージは、管理サーバ200に蓄積される。管理サーバ200は、メッセージが入力される毎に、相手先である第2のユーザ104が所持する第2の端末装置100bに着信通知（プッシュ通知）をする。第2のユーザ104は、着信通知を受けることで、メッセージが着信していることを知ることができる。
- [0029] 図2に示すように、第2のユーザ104は、第2の端末装置100bを操作してメッセージを再生することができる。第2のユーザ104は、第2の端末装置100bに表示された着信通知から、メッセージを再生することができる。例えば、未視聴のメッセージが複数ある場合、それらを連続して再生することができる。
- [0030] 管理サーバ200は、第2のユーザ104からメッセージの再生がリクエストされたとき、そのメッセージに関連する広告情報を付加して送信することができる。これにより、管理サーバ200の管理者は広告収入を得ることができます。
- [0031] また、第2の端末装置100bでは、メッセージを受信した履歴が表示され、その履歴表示の中から特定のメッセージを一つ又は複数個選択して再生することができる。履歴表示は、メッセージの着信時刻を基準として時系列にリスト化したもの、またはメッセージの発信者ごとにリスト化したものであってもよい。第2のユーザ104は、着信画面または履歴表示画面において、サムネイル表示されたユーザ情報から、メッセージの発信者が誰であるかを知ることができる。
- [0032] 第2のユーザ104は、第2の端末装置100bで再生されたメッセージを視聴することができ、そのメッセージに対して返信することができる。メ

メッセージの返信は、第2のユーザ104が新たなメッセージを録画してもよいし、その視聴したメッセージに繋げて返信メッセージを録画してもよいし、または視聴したメッセージの前の返信メッセージが録画されてもよい。いずれの場合も、図2においてメッセージを視聴する第2のユーザ104がメッセージを発信するとき、その第2のユーザ104は図1で示す第1のユーザ102に立場が入れ替わったものとなる。

- [0033] 本実施形態で示すコミュニケーション方式は、自己のメッセージを第1の端末装置100aを用いて手軽に録画して相手先に送信することができる。メッセージを受信するユーザは自己の都合がよいときに第2の端末装置100bにより、そのメッセージを視聴することができる。また、管理サーバ200はメッセージを記憶し、着信通知を送ると共に端末装置からのリクエストに応じてメッセージを再生する。また、受信したメッセージの履歴は各端末装置に表示され、各ユーザは過去の着信履歴及び送信履歴からメッセージを選択して再生することができる。この場合、メッセージの再生は、複数のメッセージを連続して再生することができる。
- [0034] このように、本発明の一実施形態によれば、メッセージを発信したいユーザは、いつでも気軽にメッセージを録画して発信することができ、メッセージの相手先である受信者は自己の都合のよいときに受信したメッセージを再生することができるため、各ユーザは気軽に情報交換をすることができる。
- [0035] 以下、本発明の一実施形態に係る各構成について、図面を参照しながら詳細に説明する。

[0036] [端末装置]

本発明の一実施形態に係る端末装置100の構成を、図3を参照して説明する。図3は、端末装置100の機能をブロック図によって示す。これらの機能はマイクロプロセッサ、画像処理プロセッサなどの各種プロセッサ、メモリ、ディスプレイ、通信回路等を組み合わせて構成されるハードウェアと、オペレーティングシステム、アプリケーションプログラムによるソフトウェアが協働することに実現される。

[0037] (1) メッセージ発信機能

図3は、本実施形態に係る端末装置100の機能的な構成を示す。端末装置100は、ユーザのアドレスを記憶する第1の記憶部106、第1の記憶部106から特定のユーザを選択する第1の選択部108、メッセージを録画する録画部110、録画部110で録画したメッセージを第1の選択部108で選択されたユーザに向けて送信する通信部112を、少なくとも含んで構成されている。

[0038] 第1の記憶部106は、端末装置100のユーザ（メッセージの発信者又はメッセージの受信者）と通信可能な他のユーザの情報が記憶されている。当該情報には、他のユーザの名前、アドレスなど相手先を特定する情報が含まれる。例えば、相手先を特定する情報として、同じSNSのコミュニティに属し、友達として登録されている他のユーザのアドレスが含まれる。このアドレス情報は、IPアドレス、メールアドレス、URLなどのアドレス及び電話番号などによって構成されている。

[0039] 第1の選択部108は、第1の記憶部106に記憶されているユーザ情報を読み出し、端末装置100のユーザが選択可能な状態にする。また、当該ユーザが選択した送信先である他のユーザを特定し、第1の記憶部106から送信先である他のユーザのアドレス情報を読み出す機能を有する。

[0040] 録画部110は、端末装置100のユーザが、第1の記憶部106に登録されている他のユーザに送信するメッセージが記録される。この場合、端末装置100のユーザはメッセージの発信者となり、当該発信者がメッセージを録画する操作をすると、録画部110に当該メッセージが録画される。

[0041] 端末装置100のユーザが表現したメッセージは、入力部114によって取得され、それが録画部110に録画される。入力部114は、マイクロフォンやカメラなどの入力媒体によって構成され、これらは端末装置100に付属するものが適用される。端末装置100のユーザは、メッセージを表現するときこのような入力媒体からなる入力部114を介して、メッセージを録画部110に録画する。メッセージが音声のみである音声メッセージのと

きは当該音声が録画部 110 に録音され、音声と映像を伴うメッセージのときは当該映像が録画部 110 に録画される。

- [0042] 録画部 110 に録画されたメッセージは、第 1 の記憶部 106 から読み出されたアドレス情報に基づき、通信部 112 から管理サーバ 200 にアップロードされる。通信部 112 からの送信は、ユーザが端末装置 100 を操作することによって実行可能となる。また、好ましい形態として、入力部 114 から入力されるメッセージの音声が一定時間途切れたら、自動的に通信部 112 が作動してメッセージの送信が実行されるように構成されていてもよい。或いは、ユーザがメッセージを録画するとき、特定のコマンド発声又はジェスチャすることで、それを検知して通信部 112 がメッセージを送信するように構成されていてもよい。このような特定のコマンド発声又はジェスチャに対する検知は、判断部 116 が入力部 114 から情報を取得することにより行い、通信部 112 の動作を制御することができる。
- [0043] ユーザが端末装置 100 を用いてメッセージを録画するとき、不正利用を防ぐために本人認証を実行することが好ましい。本人認証は、例えば、暗証番号を用いて行うことができる。この場合、端末装置 100 はメッセージの録画をする前に暗証番号の入力をユーザに求め、入力部 114 に入力された暗証番号を認証部 118 が判断することで本人認証を行うことができる。また、ユーザの生体情報を取得して本人認証を実施してもよい。生体情報としては、指紋、掌紋、網膜、静脈パターン、声紋など個体が有する身体的特徴を認証情報として用いることができる。
- [0044] 生体認証を行う場合、例えば、第 2 の記憶部 120 にユーザの声紋情報を記憶しておき、入力部 114 にメッセージが入力されるとき、認証部 118 が入力されるメッセージの声紋情報と、第 2 の記憶部 120 に記憶されている声紋情報を比較して、本人認証を実行してもよい。このように、メッセージの入力と同時に本人認証を行うことで、暗証番号の入力等による暗証情報を取得するステップが省略され、便宜を図ることができる。これにより、ユーザは手軽にメッセージを表現し、相手先に送信することができる。

[0045] なお、声紋情報とは、音声を分析して特徴部分をデータ化した情報を含む。例えば、音声の周波数、強度変化を時間軸で分析し、特徴的な部分をパターン化したものを声紋情報として利用することができる。

[0046] このように、メッセージ送信機能は、端末装置100において、ユーザのアドレスを記憶する第1の記憶部106、第1の記憶部106から特定のユーザを選択する第1の選択部108、メッセージを録画する録画部110、録画部110で録画したメッセージを第1の選択部108で指定されたユーザに向けて送信する通信部112によって実現される。これらの機構に加え、入力部114に入力される情報に基づいて通信部112の動作を制御する判断部116、本人認証を行う認証部118及び第2の記憶部120等が付加されていてもよい。

[0047] 本発明の一実施形態によれば、端末装置100のユーザは、相手先との通信を確立することなく、相手先を指定してメッセージを発信することができる。それにより、ユーザはその都度メッセージを手軽に録画して、逐次アップロードすることで、会話としてひとまとめのメッセージを作成することもできる。

[0048] (2) メッセージ取得機能

端末装置100は、メッセージが届けられたことをユーザに通知する着信通知部122、メッセージを再生する再生部126、再生するメッセージを選択する第2の選択部124を有する。また、端末装置100は、ユーザがメッセージを再生するのを援助する表示制御部128、編集部130、履歴表示部132の各機能が付加されていてもよい。

[0049] 着信通知部122は、メッセージが着信したことを端末装置100のユーザに通知する。着信通知部122は、端末装置100の画面表示、着信音、バイブレーション、又はこれらの組み合わせによってメッセージを受信したことをユーザに通知する。

[0050] 再生部126は、着信したメッセージを再生する。ユーザがメッセージを選択し、再生の操作をすると、端末装置100で着信したメッセージが再生

される。メッセージは、端末装置100の機能によって、一時停止、早送り、巻き戻しなどの操作を伴いながら再生可能である。

- [0051] 第2の選択部124は、端末装置100の画面に表示された着信メッセージのリストから、ユーザの選択により再生するメッセージを選択する。第2の選択部124は、画面表示された着信メッセージリストの中から、ある一つのメッセージを選択する機能を有する。また、第2の選択部124は、複数のメッセージを選択し、時系列で再生（受信時間の遅い順又は受信時間の早い順）させる機能、指定した順番に再生する機能を有していてもよい。
- [0052] 表示制御部128は、着信したメッセージをサムネイル表示する。サムネイル表示される画像は、着信したメッセージに含まれる任意の画像であり、例えば、メッセージの最初の画像又は最初から数秒若しくは数分後の画像を縮小表示したものであってもよい。或いは、アドレス帳に記録されているメッセージ発信者であるユーザを表すサムネイル画像であってもよい。メッセージの内容又はメッセージの発信者を表示画面の中でサムネイル表示することで、メッセージの内容又は発信者を直感的に把握することができる。
- [0053] 履歴表示部132は、着信したメッセージの着信履歴を、時系列で表示することができ、このとき表示制御部128によって作成されたメッセージのサムネイル表示を伴うことができる。また、履歴表示部132は、受信したメッセージの着信履歴を、メッセージの発信者別に分類し、その分類ごとに時系列で着信履歴を表示することもできる。この場合、履歴表示部132は過去から現在までの着信履歴をユーザに選択可能な状態にして表示することができる。
- [0054] 第2の選択部124は、表示制御部128によってサムネイル表示されたメッセージのリストの中から、前述のように一つ又は複数のメッセージを選択することができる。また、第2の選択部124は、履歴表示部132によって作成された着信履歴を示すリストの中から、前述のように一つ又は複数のメッセージを選択することができる。
- [0055] 編集部130は、特定のメッセージが選択されたとき、同じ発信者の未読

のメッセージを時系列で連続して再生するように関連付ける機能を有する。編集部130によって関連付けられたメッセージ情報は、表示制御部128によって表示される。また、再生部126によって、その関連付けられたメッセージを連続して再生される。また、編集部130は既読のメッセージであっても、ユーザ同士の間で往復するメッセージを関連付けて再生することができる。例えば、特定の期間における特定のユーザが発信したメッセージを関連付けて再生することができる。メッセージを関連付けて再生することで、メッセージを個々に選択して再生する手間が省け、メッセージの把握が容易となる。特に、時間的に離散してメッセージが配信されたときでも、漏れることなく全てのメッセージを確実に再生することができる。

[0056] このように、メッセージ受信機能は、端末装置100において、メッセージを再生する再生部126、再生するメッセージを選択する第2の選択部124によって実現される。このとき、メッセージが届けられたことをユーザに通知する着信通知部122、ユーザがメッセージを再生するのを援助する表示制御部128、複数のメッセージを関連付け再生可能とする編集部130、過去の着信履歴を表示する履歴表示部132の各機能が付加されることによって、ユーザの利便性向上が図られる。

[0057] 本発明の一実施形態によれば、端末装置100のユーザは、メッセージの発信者であるユーザから、直接通話の呼び出しを受けることなく、自己の都合がよいときにメッセージを選択し、視聴することができる。また、未視聴のメッセージを連続して視聴することや、特定のメッセージを一つ又は複数個選択して再生することができる。このような端末装置100の機能により、ユーザは手軽にメッセージを受け取ることができ、その内容を知ることができる。

[0058] [端末装置とサーバ]

図4は、メッセージを送受信する端末装置と、メッセージを管理する管理サーバとの関係を示す。図4において、第1の端末装置100aと第2の端末装置100bが管理サーバ200に接続可能な状態に置かれている。ここ

では便宜上、第1の端末装置100aがメッセージの発信者側にあり、第2の端末装置100bがメッセージの受信者側にあるものとする。なお、メッセージの送信及び受信は相互に行われるものであるため、図4で示す第1の端末装置100aと第2の端末装置100bの関係は相互に入れ替わることがあるものとする。

- [0059] 管理サーバ200は、メッセージを受信する受信部202、発信者からメッセージが届けられたことを受信者に通知する通知部206、メッセージを記憶するストレージ部204、ストレージ部204からメッセージを読み出して第2の端末装置100bに出力する送信部208を含んでいる。本実施形態に係る管理サーバ200は、メッセージを記憶し管理するものであるため、ストレージサーバとしての機能を有しており、ストレージサーバとみなすことでもできる。他の形態として、ストレージ部204は、通信回線によつて接続されていれば、管理サーバ200から物理的、距離的に離れて存在していてもよい。
- [0060] ストレージ部204は、各ユーザに一定の容量が割り与えられ、ユーザは配信するメッセージはその容量の範囲内であれば、記憶され保存される。ユーザが割当られた容量を超えてメッセージを記憶させておくことを希望する場合は、課金をして追加容量を割り当てるすようにしてもよい。
- [0061] 管理サーバ200は、広告挿入部210を含んでいてもよい。広告挿入部210は、受信側のユーザにメッセージを送信するとき、当該メッセージに広告を添付する。広告挿入部210がメッセージに添付する広告は、広告情報提供部212から提供される。広告情報提供部212は、管理サーバ200の中にあってもよいし、管理サーバ200の外にあって電気通信回線で接続されていてもよい。
- [0062] 広告挿入部210がメッセージに挿入する広告は、任意の広告であってもよいが、メッセージに関連性のある内容の広告であることが好ましい。広告挿入部210は、メッセージに含まれる音声からテキストデータを生成し、当該テキストデータに含まれる単語を解析して、出現頻度の高い単語に関連

する広告を広告情報提供部212から取得し、メッセージに挿入する。例えば、メッセージの中にある特定の食物の名前が頻出する場合、当該メッセージを自動解析してその食物に関する広告をメッセージに挿入する。このように、メッセージの内容に関連する広告を挿入することで、広告宣伝効果を高めることができる。また、メッセージの受信者であるユーザにとっても、メッセージの内容に関連性のある広告情報を利用することができる。

[0063] [機能と動作]

図5は、メッセージが作成され、送信相手先で再生されるまでの処理の流れを示す。以下の説明では、第1の端末装置100aがメッセージの発信者側に属し、第2の端末装置100bがメッセージの受信者側に属するものとする。

[0064] メッセージの発信者側のユーザは、第1の端末装置100aを操作してメッセージを録画し、相手先のアドレスを指定して送信する。第1の端末装置100aは、メッセージのサービスを実行するアプリケーションプログラムが起動して、メイン画面が表示されているものとする(S402)。

[0065] 発信者側のユーザは、第1の端末装置100aに表示されているメイン画面の中から、アドレス帳を開き、メッセージを送る相手先を選択する(S404)。アドレス帳の選択画面からは、一又は複数の送信先を選択することができる。

[0066] 相手先を特定したら、メッセージの録画を開始する(S406)。録画は第1の端末装置100aを操作することにより開始される。例えば、第1の端末装置100aの画面上に表示されるアイコンを操作することにより録画が開始される。

[0067] 録画が開始されると、発信者はメッセージを表現し録画する(S408)。メッセージは第1の端末装置100aが備えるマイクロフォン、カメラなどの入力デバイスを用いて録画される。メッセージの録画は、第1の端末装置100aを操作して開始する。例えば、第1の端末装置100aの画面表示に従って、録画を開始するアイコンにタッチ又はタップするなどの動作に

より録画を開始する。発信者はカメラに向かってメッセージを発声する。このような操作により、メッセージは、第1の端末装置100aの録画部に録画される。収録されるメッセージには、発信者の音声に加えカメラで撮影された本人の映像が含まれ、さらにそれ以外の映像を含ませることができる。

- [0068] 発信者によるメッセージの表現が終了すると録画は終了する (S410)。メッセージの終了は、発信者が第1の端末装置100aを操作することにより終了させることができる。例えば、第1の端末装置100aの画面に表示されたアイコンを操作することによりメッセージを終了させることができる。
- [0069] また図3で説明したように、発信者であるユーザの音声を検知することでメッセージの終了が判断してもよい。例えば、発信者であるユーザの音声が一定時間途絶えた場合、メッセージの終了を判断することができる。或いは、発信者であるユーザが特定のコマンドを発声することで、メッセージの終了を判断することができる。録画が終了するとメッセージをアップロードする (S412)。アップロードは発信者が第1の端末装置100aを操作して行う。また、上記のように第1の端末装置100aに設けられる判断部がメッセージの終了を判断してアップロードが実行されてもよい。このように、発信者であるユーザの音声によって録画の終了、録画の送信をコントロールすることで、ユーザは煩雑な操作をすることなく手軽にメッセージを発信することができる。
- [0070] 管理サーバ200は、第1の端末装置100aからアップロードされるメッセージを受信する (S414)。そして、管理サーバ200は、受信したメッセージはストレージに記憶する (S416)。また、管理サーバ200は、メッセージを受信すると、そのメッセージの受信者であるユーザに着信通知 (プッシュ通知) をする (S418)。
- [0071] 第2の端末装置100bは、管理サーバ200から着信通知 (プッシュ通知) が送信されると新着メッセージがあったことを着信表示する (S420)。第2の端末装置100bはメッセージの発信者、着信日時等の情報を画

面表示する（S422）。第2の端末装置100bにおける画面表示の構成は任意であるが、例えば、メイン画面に重ねてメッセージの発信者、受信日時等の情報を表示することができる。また、メッセージの着信履歴を時系列又は発信者ごとに階層化して表示させ、受信者が再生するメッセージの選択をアシストするようにしてもよい。受信者は第2の端末装置100bの画面表示に従い再生するメッセージを選択すると、その情報が第2の端末装置100bから管理サーバ200に通知される（S424）。

- [0072] 管理サーバ200は選択されたメッセージを読み出して配信し（S426）、第2の端末装置100bは当該メッセージを再生する（S428）。メッセージは、管理サーバ200から第2の端末装置100bにダウンロードすることも可能である。また、メッセージは複数選択され、選択されたメッセージを選択された順番に、時系列で、又は指定された再生順に連続して再生することもできる。あるいは、未視聴のメッセージを連続して再生することもできる。
- [0073] また、管理サーバ200は、メッセージを読み出し、データを第2の端末装置100bに向けて出力するときに（S426）、メッセージの内容に関連性のある広告をメッセージに挿入してもよい。
- [0074] 受信者は、メッセージに対するメッセージを発信することができる。この場合、第2の端末装置100bと第2の端末装置100bの機能は入れ替わったものとなる。受信者が発するメッセージは、上記と同様のフローにしたがい実行することができる。この場合、再生されたメッセージに対して返信するときは、相手先が特定されていることになるので、メッセージの録画開始のステップ（S406）から実行することができる。
- [0075] このように、本実施形態によれば、メッセージを手軽に録画して、相手先に届けることができる。
- [0076] [変形例1]

第1の端末装置100aと管理サーバ200との接続、また第2の端末装置100bと管理サーバ200とは、インターネット及び電話回線等の電気

通信回線に代えて、近距離無線通信ネットワークによって接続されてもよい。近距離無線通信ネットワークとは、端末装置間で近接場の無線通信を連鎖させて、見かけ上無線通信回線と同等の機能を有するネットワークをいう。近距離無線通信ネットワークは、例えば近距離無線通信機能を有する一対の端末装置が非接触通信可能な範囲内にあるとき、そのような一対の端末装置の組み合わせを相互に連鎖させることで、通常の電気通信回線と同様の遠距離通信を可能とする。近距離無線通信機能を実現する手段としては、一例として、数メートルから数十メートル程度の距離の情報機器間で、電波を使い簡易な情報のやりとりを行うBluetooth（登録商標）による通信手段を用いることができる。

- [0077] 端末装置と管理サーバとは、近距離無線通信ネットワークによって直接接続されてもよいし、途中の無線基地局又はWi-Fiステーションまでの接続であってもよい。
- [0078] このような近距離無線通信ネットワークを用いれば、電気通信回線の回線使用料を節約することができ、回線の通信速度に依存せず端末装置から管理サーバに情報をアップロード及びダウンロードすることができる。
- [0079] [変形例2]

図14に示すようにメッセージを、サーバを介さずに第1のユーザ102の第1の端末装置100aと、第2のユーザ104の第2の端末装置100bとの間で送受信するようにもよい。すなわち、ネットワーク上で対等な関係にある端末間を相互に直接接続し、データを送受信するピアツーピア（P2P）による通信方式で、相互にメッセージの交換をするようにしてもよい。図14では、第1の端末装置100aから第2の端末装置100bへメッセージが送信される様子を示すが、端末装置間が直接的に接続されている必要はなく、図中点線で示すように通信ネットワークを介して接続されればよい。このときの通信ネットワークは、一部にインターネットなどの電気通信回線が介在していてもよいし、端末装置間が無線通信（近距離無線通信）で接続されリンクする自己構成型のネットワークを少なくとも一部に

介在してもよい。

- [0080] 図15は、端末装置間でメッセージを送受信するときの、端末装置100cの構成を示す。図15で示す端末装置100の構成は、図3で示す端末装置の構成と同様の構成を有している。ここでは、重複する説明を省略し、相違点について説明する。
- [0081] 図15において、端末装置100は、通信部112で受信したメッセージを記憶する記憶部134を有している。例えば、図14に示す第1のユーザ102が第2のユーザ104に向けてメッセージを送信すると、これを受信した端末装置100は、当該メッセージを記憶部134に記憶する。メッセージを受信した端末装置100は、着信通知部122によりメッセージの着信のあったことを着信音、映像表示、振動などにより表示する。端末装置100は、記憶部134に記憶されたメッセージを再生部126の機能により読み出して、表示画面に再生することができる。
- [0082] 図16は、第1の端末装置100aでメッセージが作成され、第2の端末装置100bが受信して再生されるまでの処理の流れを示す。
- [0083] メッセージを作成し送信するまでの処理は図5と同様であり、メイン画面の表示(S402)、送信相手の選択(S404)、録画開始(S406)、録画(S408)、録画終了(S410)、送信(S412)の処理が行われる。
- [0084] 第2の端末装置100bは、録画データを受信し(S414)、録画データを自己の記憶部に記憶する(S416)。録画データを受信すると着信表示がなされ(S420)、履歴表示(S422)、メッセージ選択(S424)、録画データ再生(S428)などの処理がなされる。第2の端末装置100bから第1の端末装置100aへメッセージを送信するときは、図16で示す処理の流れが置き換わるものとなる。
- [0085] このようにピアツーピアによる通信方式でメッセージの交換をすることで、サーバに依存せずにメッセージの交換をすることができる。また、端末装置同士で直接メッセージを交換することにより、サーバから個人情報が流出

するおそれがなくなり、プライバシーを保護する点で有利である。

[0086] [端末装置の構成例]

メッセージを送受信する端末装置の構成と機能を、画面表示の一例を参照しながら説明する。なお、図6から図13に示す画面表示の一例は、本実施形態における第1の端末装置及び第2の端末装置に共通する画面表示である。

[0087] 図6は端末装置に表示される主要画面と機能の概要を示す。メイン画面300には、録画ボタン302、アルバム表示ボタン304、履歴表示ボタン306、シェアボタン308、ユーザ情報や表示条件等各種設定画面を開く設定ボタン310等、メッセージの送信及び受信をするための操作に係るボタンが表示される。また、メイン画面300には着信通知312が表示される。なお、着信通知312は、本アプリケーションプログラムが起動していない状態でも、ポップアップウインドウが開いて表示されてもよい。

[0088] 図7に示すように、メイン画面300に表示される録画ボタン302を押し続けると、録画画面314に切り替わり、録画が開始され放すと録画が終了する。録画中は、端末装置において自分向きのカメラが作動し、メッセージと共に自分の姿が録画される。このとき、録画ボタン302を放すと自動的にメッセージがアップロードされてもよい。

[0089] メイン画面300には着信通知312が表示され、着信通知312をタッチ又はタップするとメッセージが再生される。メッセージは、本アプリケーションプログラムを起動したときに、自動的に最新又は着信通知のメッセージが再生されてもよく、このとき未視聴のメッセージが複数ある場合、連続して再生されてもよい。

[0090] さらに、画面をタップすると、再生画面の全画面表示が縮まり、メッセージの履歴表示画面316が表示されて閲覧可能になると同時に、画面をスワイプすると上下にスライドして履歴の一覧を確認することができる。

[0091] 図8は履歴表示画面316を示す。メイン画面300をスワイプすると履歴表示画面316に切り替えることができ、履歴表示画面316をタップす

るとメイン画面300に切り替えることができる。履歴表示画面316では、メッセージの作成者の名前又はグループ名318が表示される。また、履歴表示画面316には日付表示320が示され、表示されるメッセージの着信日時が日付をまたぐと該当する日付が表示される。履歴表示画面316では、着信履歴を新しい順又は古い順に表示することができ、未視聴のメッセージには未読表示322がされる。未読表示322は、着信履歴の中で、文字又は記号によって表示したり、色調変化させたりして他の既視聴メッセージと区別できるようにされていればよい。履歴表示画面316に表示される着信履歴のなかから、特定のメッセージのリストをタッチすると、そのメッセージが再生される。

[0092] 図9はシェア画面324を示す。シェア画面324はメイン画面のシェアボタンをタッチすると表示される。シェア画面324に表示されたメッセージ履歴のリスト中からシェアしたい映像を選択すると、選択した順番に番号が割り当てられる。その選択した順番にアップされ再生をすることができる。また、再生中の映像をタップすると、画面にシェアメニュー328が表示される。

[0093] ユーザは、シェアリスト326から、友達を選択して特定の友達とメッセージをシェアしたり、本アプリケーションプログラムで構成されるタイムラインにアップしたり、他のSNSにアップロードしたりすることができる。例えば、SNSへのアップロードを選択すると、SNS選択画面330が表示され、さらにどのSNSにアップロードするかを選択することができる。

[0094] 図10は、SNS選択画面330から、他のSNSへアップする場合の画面表示の一例を示す。シェアメニュー328には既存のSNSのリストが表示され、そこからあるSNSを選択すると、SNS投稿画面332に切り替わる。SNS投稿画面332では、メッセージをアップロードすることができる。

[0095] 図11は、アルバム画面334を示す。アルバム画面334は、メイン画面300のアルバム表示ボタン304をタップすることにより表示される。

アルバム画面334には、友達として登録されているユーザがリスト表示される。リストには、ユーザ又はグループ名の他、ユーザ又はグループのアバターや、各ユーザから送られたメッセージの数が表示される。特定のユーザを選択すれば、当該ユーザから受信したメッセージリストが表示され、その中からメッセージを選択して再生することができる。

[0096] 図12はメッセージを再生する動作を示す。メイン画面300をスワイプすると、手前のメイン画面が縮まりリスト表示336に切り替わる。リスト表示336においては、中心にある画像が、その上下にある画像と比べて明るく光り、リストをスライド（又は回転）させると中心にあると判断される画像が軽く光るようにして視認性を高めてもよい。リスト表示336の画面においてスワイプする手を放しスクロールが止まった時点でリスト画面の中央にある動画が拡大して再生画面338が全画面表示となり再生がスタートする。再生が終了すると（または再生を強制終了させると）、リスト表示336の画面に戻り、以降このスクロール動作を繰り返すと、メッセージを選択して再生することができる。

[0097] 図13はメッセージを送信する動作を示す。メイン画面300をスワイプすると別の人物との会話の最新が表示される。スワイプ画面が半分以上行くと新しい人物と判断され、その人物表示と共に画面上にその人物の名前等の情報表示がされた相手先画面340に切り替わる。録画ボタン302を押すと、録画画面314に切り替わり自分向きのカメラが動作して録画が開始される。録画中は録画ボタン302を赤色等の別色で表示してもよい。録画ボタン302をタッチして録画を終了させると、録画されたメッセージがアップロードされる。録画の終了は、録画ボタン302を操作することの他、特定のコマンドを音声で判断し、音声の途切れたことを検知して終了させてもよい。

[0098] このように、本発明の一実施形態によれば、端末装置の画面操作だけで、メッセージを録画させ、あるいはメッセージを再生することができる。また、履歴表示画面により着信したメッセージのリストを表示し、そのリストの

中から視聴したいメッセージを選択して再生することができる。また、他のSNSにメッセージをアップロードさせ、メッセージを他者と共有することができる。

符号の説明

[0099] 100 . . . 端末装置、100a . . . 第1の端末装置、100b . . . 第2の端末装置、102 . . . 第1のユーザ、104 . . . 第2のユーザ、106 . . . 第1の記憶部、108 . . . 第1の選択部、110 . . . 録画部、112 . . . 通信部、114 . . . 入力部、116 . . . 判断部、118 . . . 認証部、120 . . . 第2の記憶部、122 . . . 着信通知部、124 . . . 第2の選択部、126 . . . 再生部、128 . . . 表示制御部、130 . . . 編集部、132 . . . 履歴表示部、200 . . . 管理サーバ、202 . . . 受信部、204 . . . ストレージ部、206 . . . 通知部、208 . . . 送信部、210 . . . 広告挿入部、212 . . . 広告情報提供部、300 . . . メイン画面、302 . . . 録画ボタン、304 . . . アルバム表示ボタン、306 . . . 履歴表示ボタン、308 . . . シェアボタン、310 . . . 設定ボタン、312 . . . 着信通知、314 . . . 録画画面、316 . . . 履歴表示画面、318 . . . 名前又はグループ名、320 . . . 日付表示、322 . . . 未読表示、324 . . . シェア画面、326 . . . シェアリスト、328 . . . シェアメニュー、330 . . . SNS選択画面、332 . . . SNS投稿画面、334 . . . アルバム画面、336 . . . リスト表示、338 . . . 再生画面、340 . . . 相手先画面

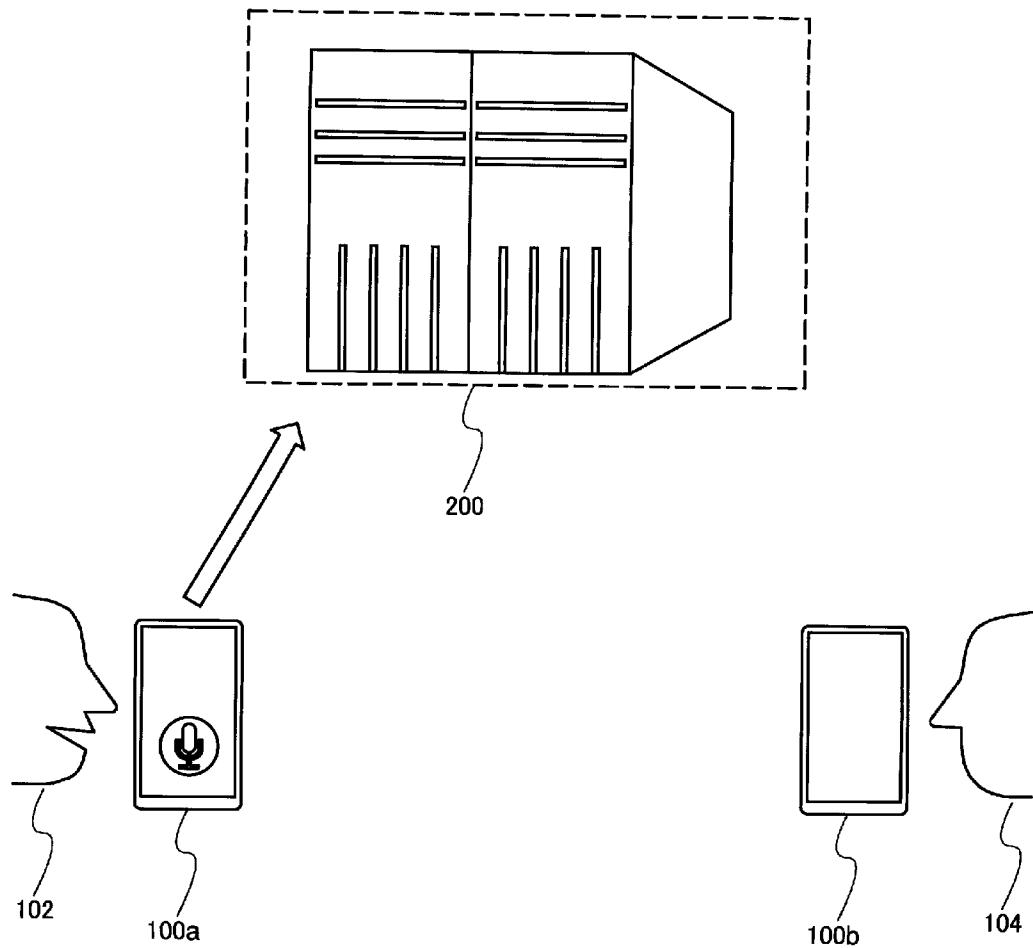
請求の範囲

- [請求項1] 通信可能なユーザのアドレスを記憶する第1の記憶部と、
前記第1の記憶部から特定のユーザを選択する第1の選択部と、
メッセージを録画する録画部と、
前記録画部で録画したメッセージを前記第1の選択部で指定された
ユーザに向けて送信する送信部と、を有する端末装置。
- [請求項2] 前記メッセージが、映像及び音声の情報を含むビデオメッセージで
ある、請求項1に記載の端末装置。
- [請求項3] 前記送信部は、録画時にメッセージの音声が一定時間途切れたとき
、メッセージの終了を判断して、当該メッセージを自動的に送信する
、請求項1に記載の端末装置。
- [請求項4] 前記送信部は、前記メッセージの発信者が、録画時に特定のコマン
ドを発声したとき、当該発声の音声を検知してメッセージの終了を判
断して、前記メッセージを自動的に送信する、請求項1に記載の端末
装置。
- [請求項5] 生体認証を行うための声紋を記憶する第2の記憶部を有し、
前記メッセージとして入力される声紋を検知して、第2の記憶部に
記録された声紋と比較することで本人認証を行う認証部を、さらに有
する請求項1に記載の端末装置。
- [請求項6] 送信部は、近距離無線通信又はピアツーピアによる通信方式を使っ
てメッセージを送信する、請求項1に記載の端末装置。
- [請求項7] メッセージを受信したことを通知する受信表示部と、
メッセージを受信する受信部と、
メッセージのリストを表示させ特定のメッセージの選択を可能とす
る第2の選択部と、
選択されたメッセージを再生する再生部と、を有する端末装置。
- [請求項8] 前記メッセージが、映像及び音声の情報を含むビデオメッセージで
ある、請求項7に記載の端末装置。

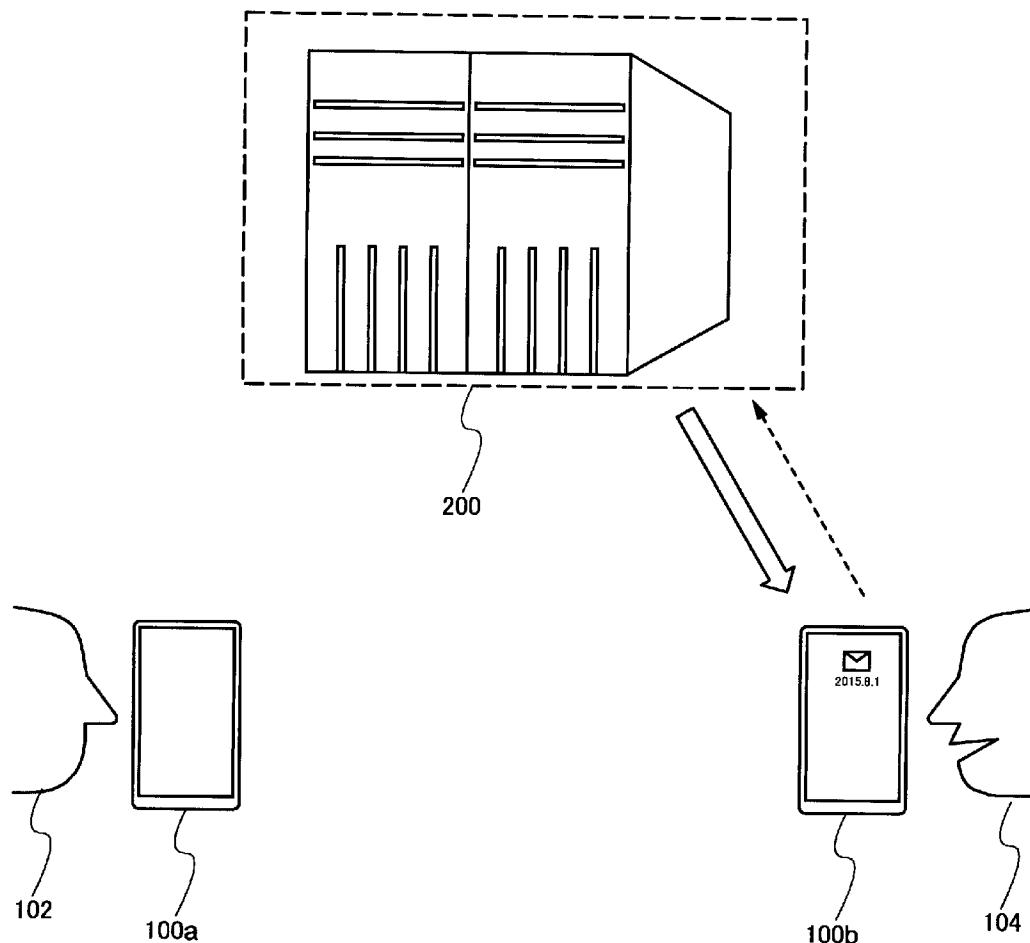
- [請求項9] 特定のメッセージが選択されたとき、同じ発信者の未読のメッセージを時系列で連続して再生するように関連付ける編集部を、さらに有する請求項7に記載の端末装置。
- [請求項10] 受信したメッセージをサムネイル表示する表示制御部をさらに有し、
前記第2の選択部は、サムネイル表示されたメッセージの中から選択された一又は複数のメッセージを選択し、
前記再生部は、前記第2の選択部で指定された順番にメッセージを再生する、請求項7に記載の端末装置。
- [請求項11] メッセージの着信履歴を時系列にサムネイル表示する履歴表示部をさらに有し、
前記第2の選択部は、時系列で表示された着信履歴の中から選択された一又は複数のメッセージを選択し、
前記再生部は、前記第2の選択部で指定された順番にメッセージを再生する、請求項7に記載の端末装置。
- [請求項12] 前記受信部は、近距離無線通信又はピアツーピアによる通信方式を使ってメッセージを受信する、請求項7に記載の端末装置。
- [請求項13] ユーザ端末からメッセージを受信する受信部と、
当該メッセージを記憶する記憶部と、
指定された受信ユーザにメッセージの送信があったことを通知する着信通知部と、
受信ユーザが当該メッセージを選択したときに、メッセージを送信する送信部と、を有する管理サーバ。
- [請求項14] 前記メッセージが、映像及び音声の情報を含むビデオメッセージである、請求項13に記載の管理サーバ。
- [請求項15] 受信ユーザにメッセージを送信するときに、広告を添付する広告挿入部を、さらに有する請求項13に記載の管理サーバ。
- [請求項16] 広告挿入部は、メッセージの内容を自動解析し、当該メッセージに

関連性の高い広告を挿入する、請求項 1 3 に記載の管理サーバ。

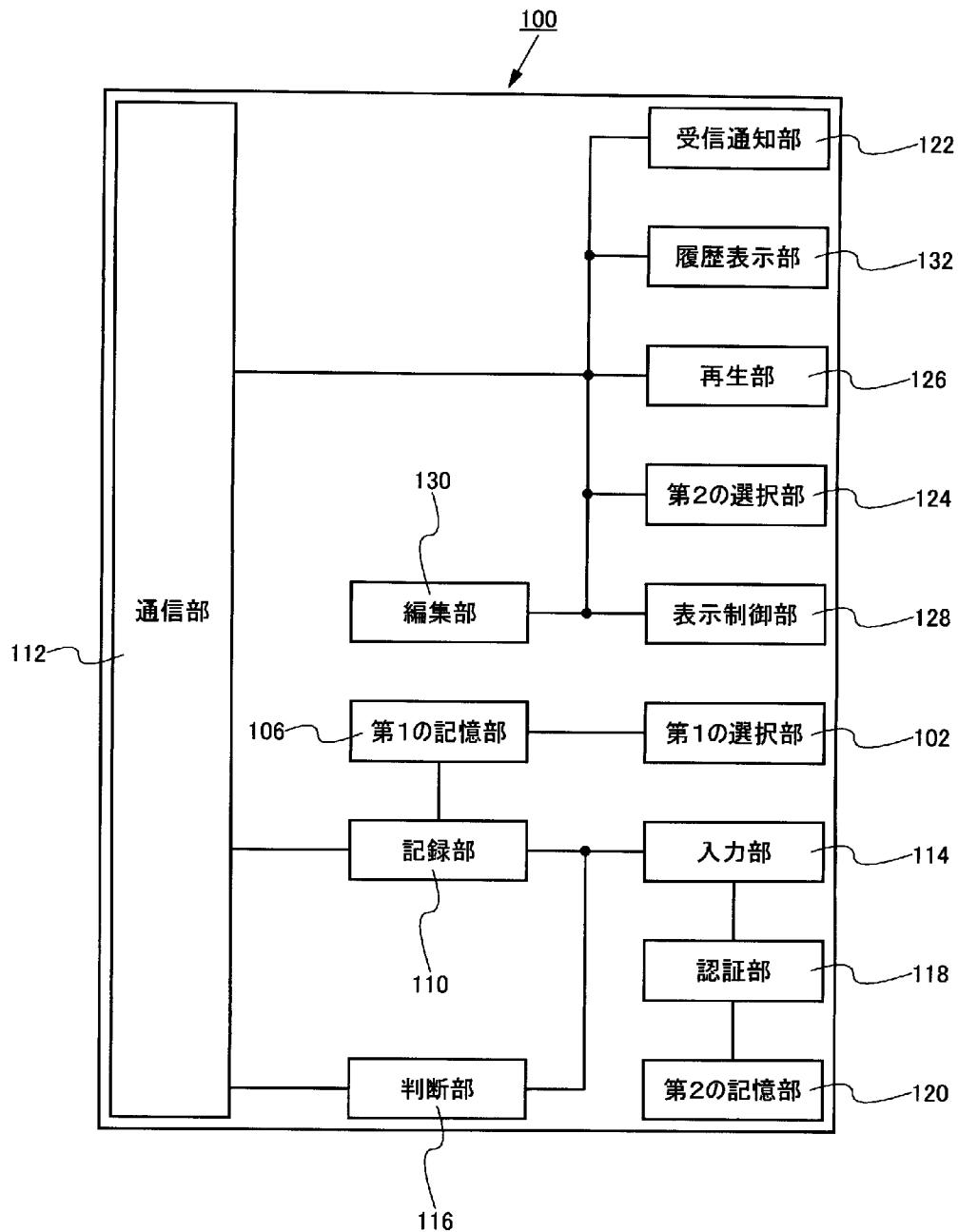
[図1]



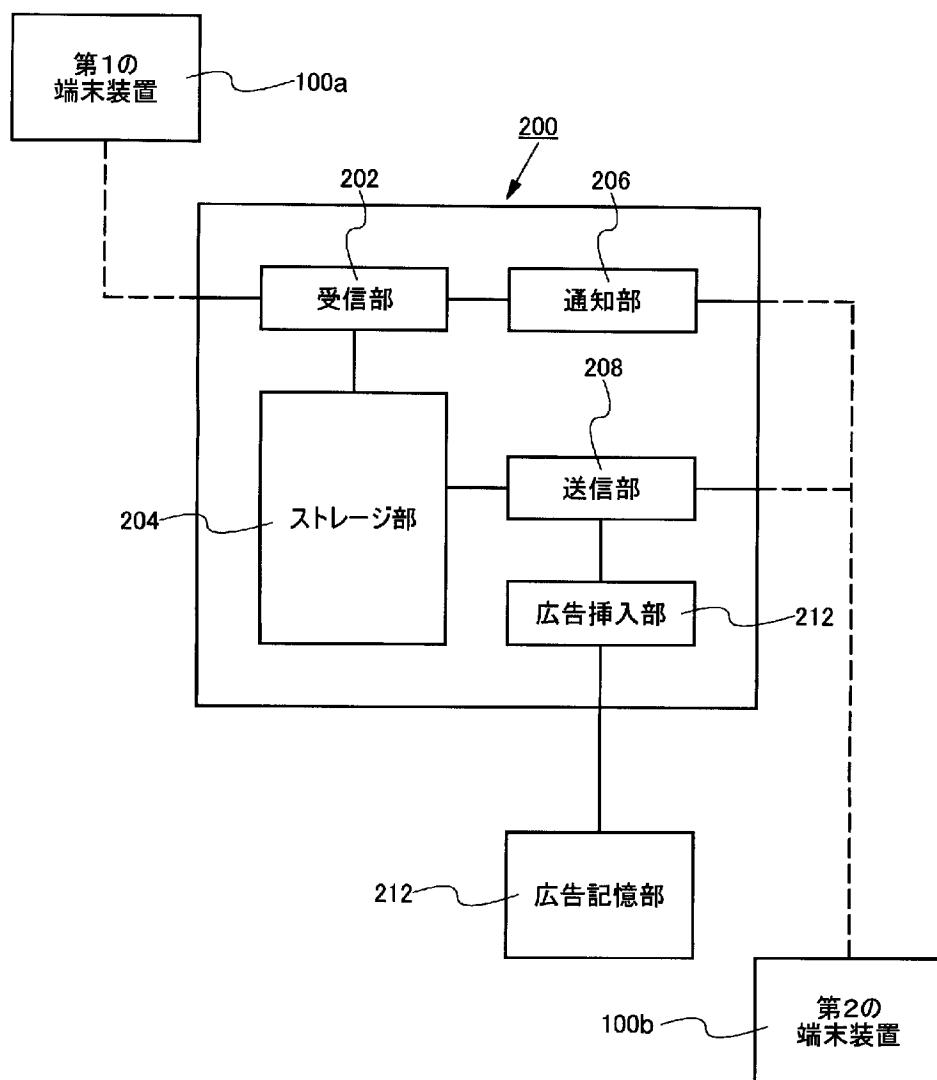
[図2]



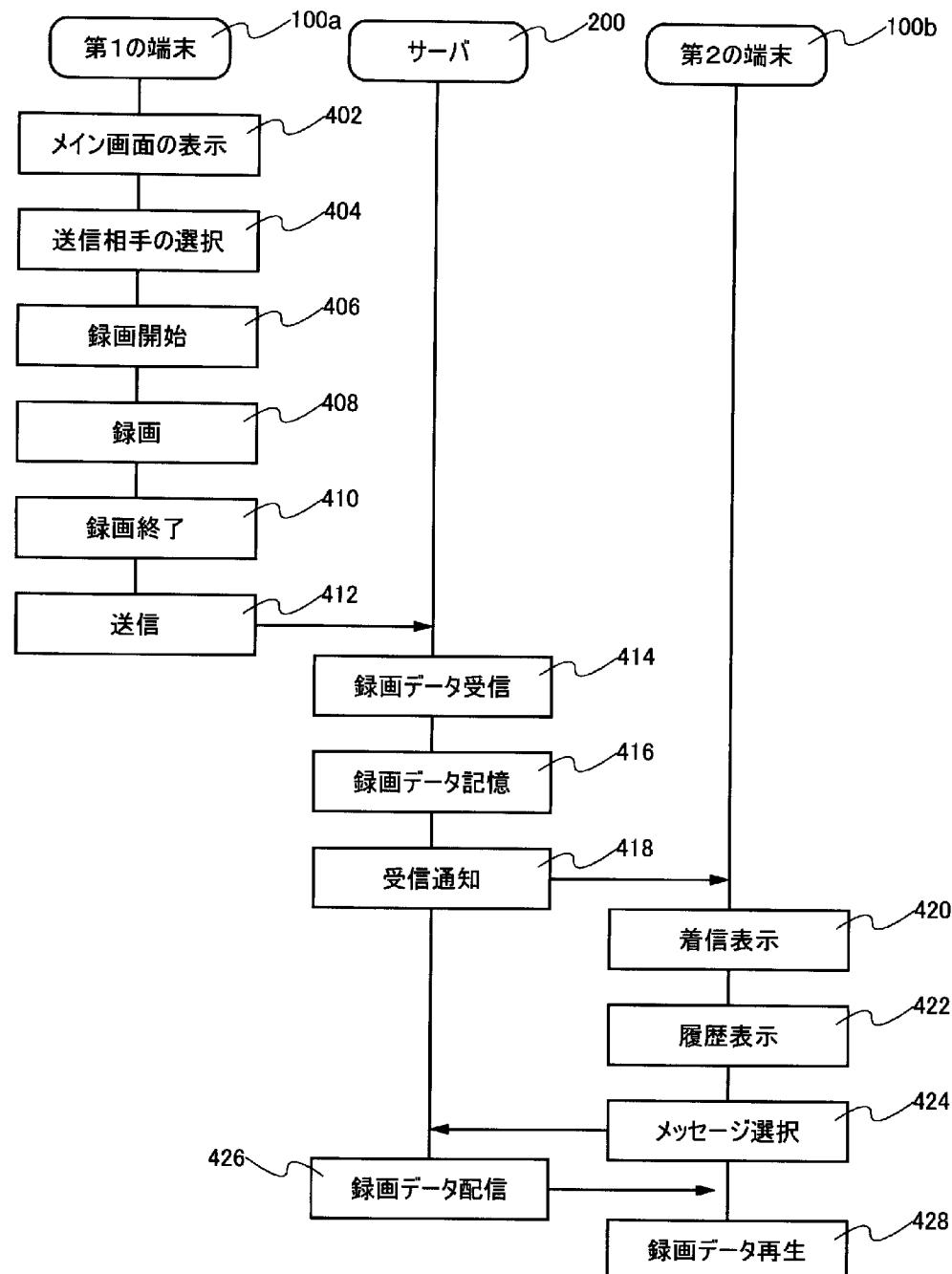
[図3]



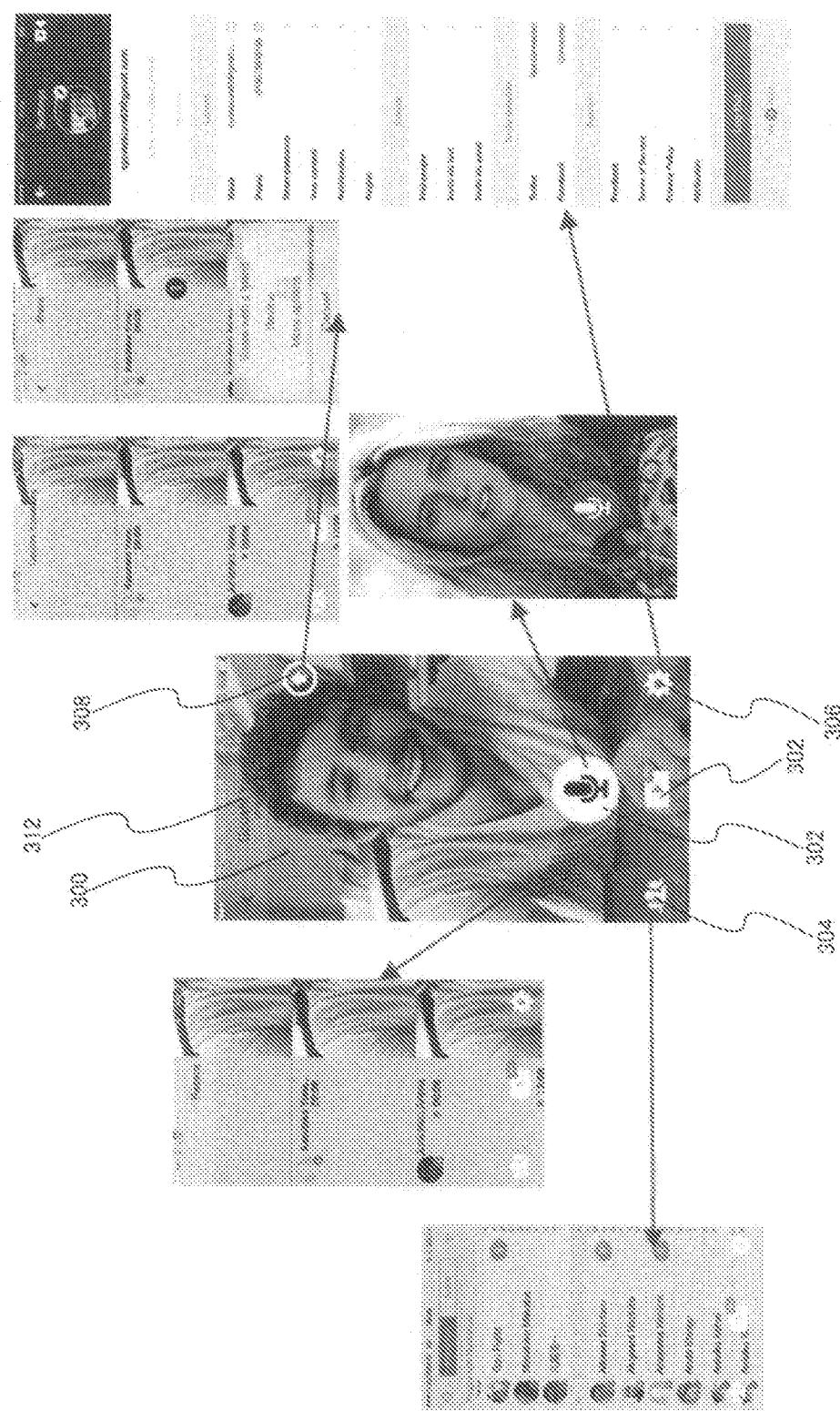
[図4]



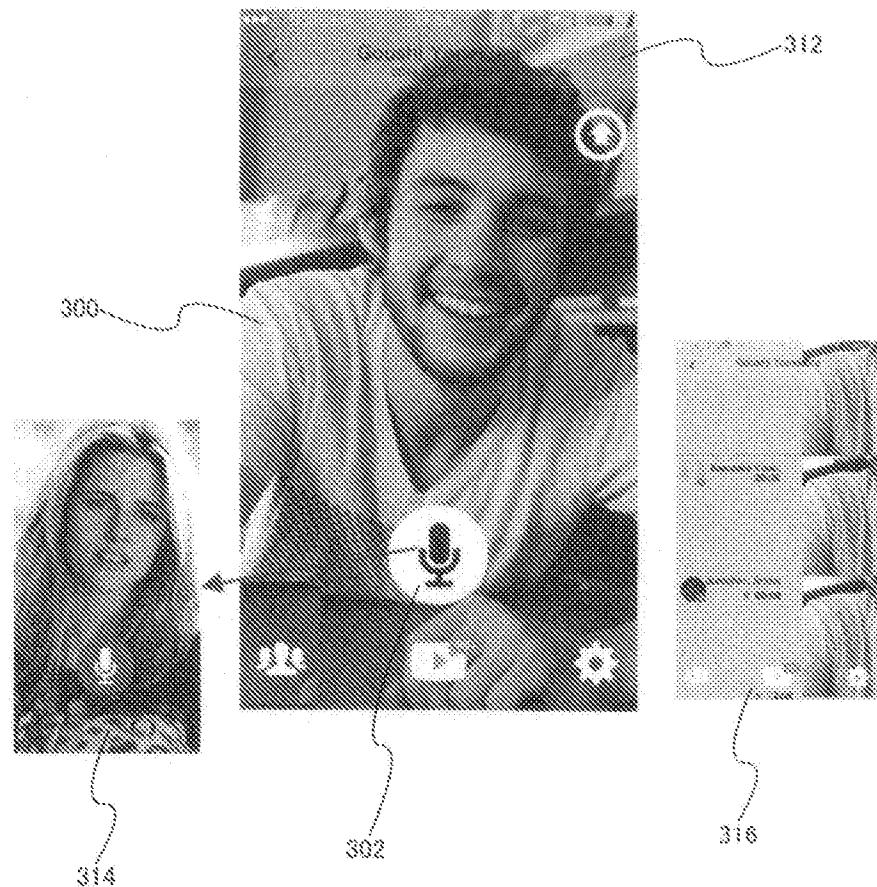
[図5]



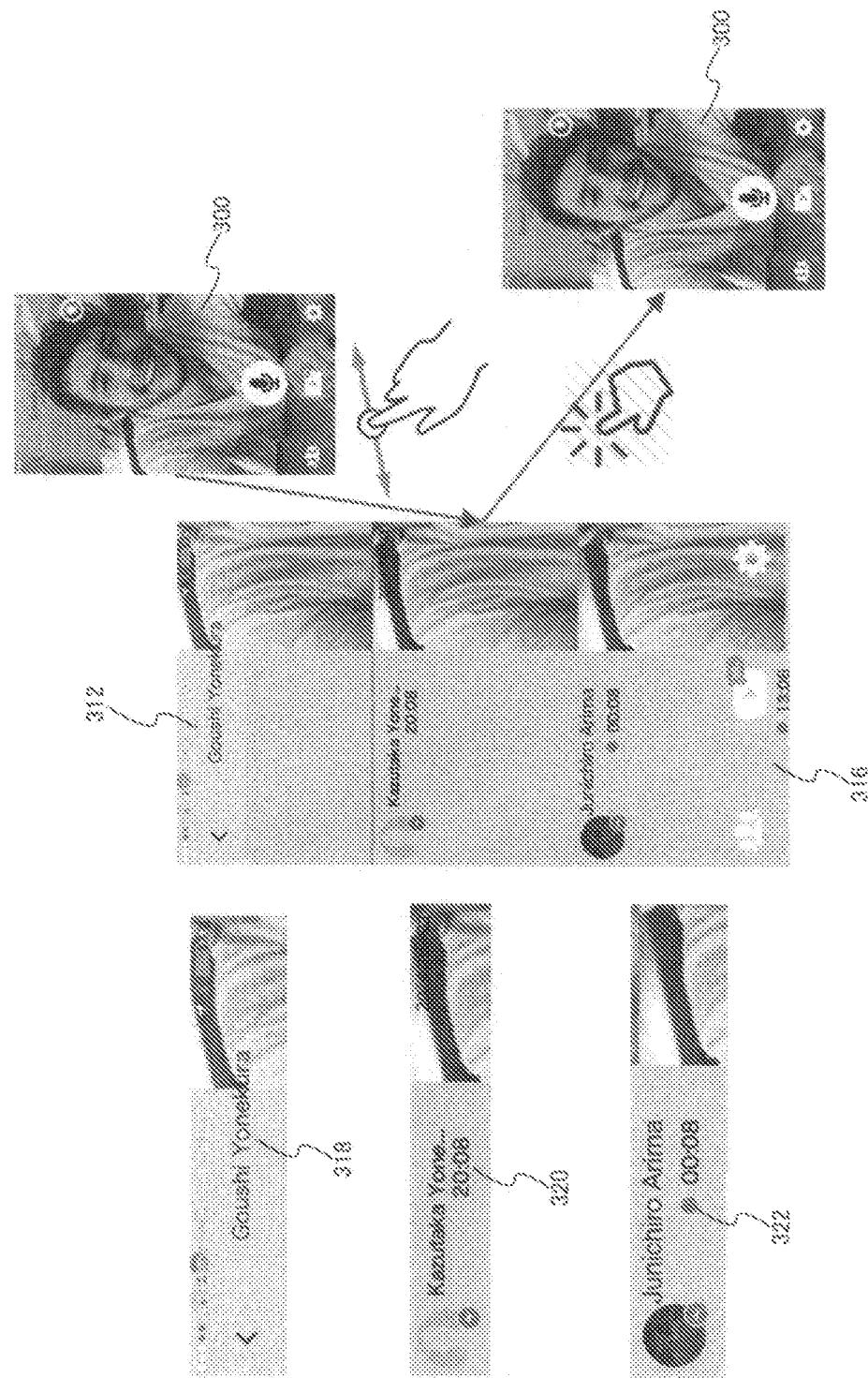
[図6]



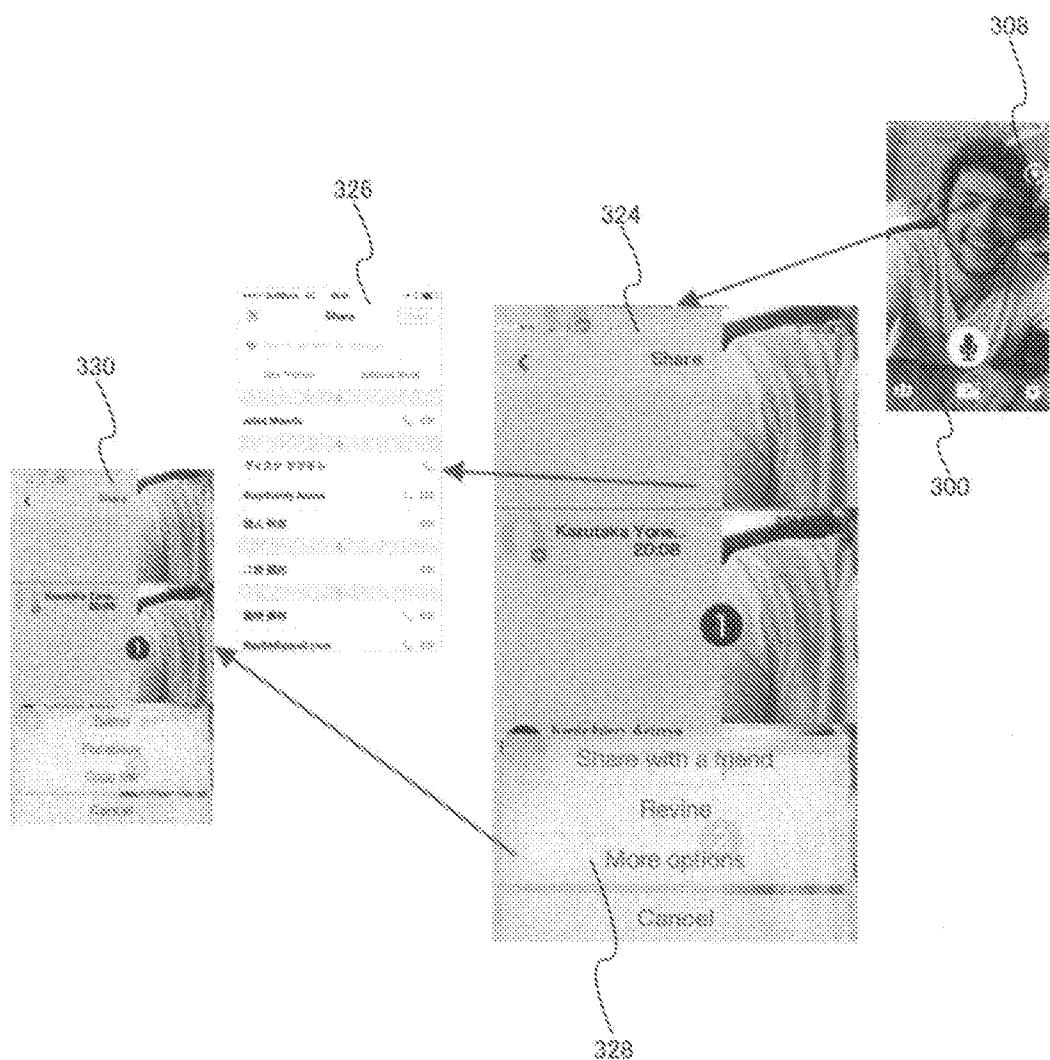
[図7]



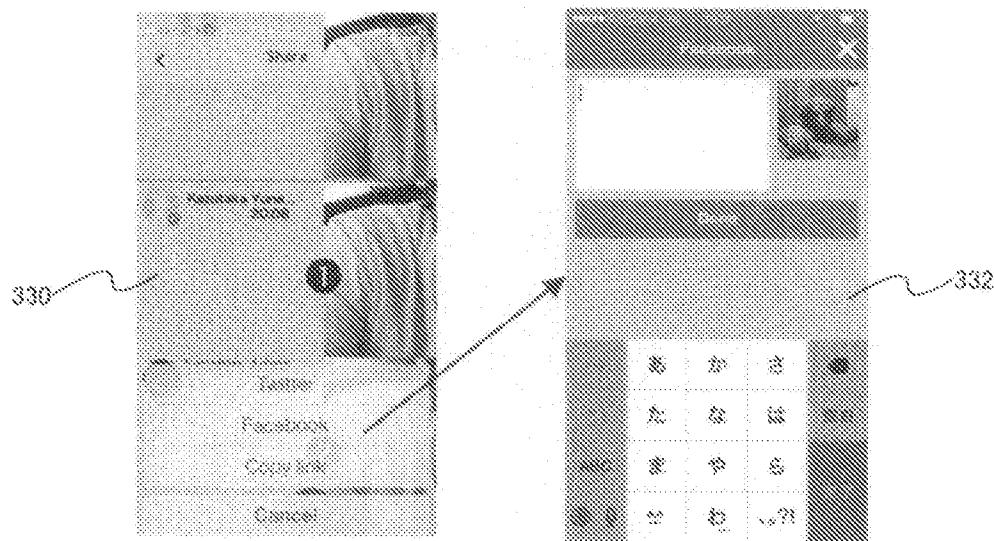
[図8]



[図9]



[図10]



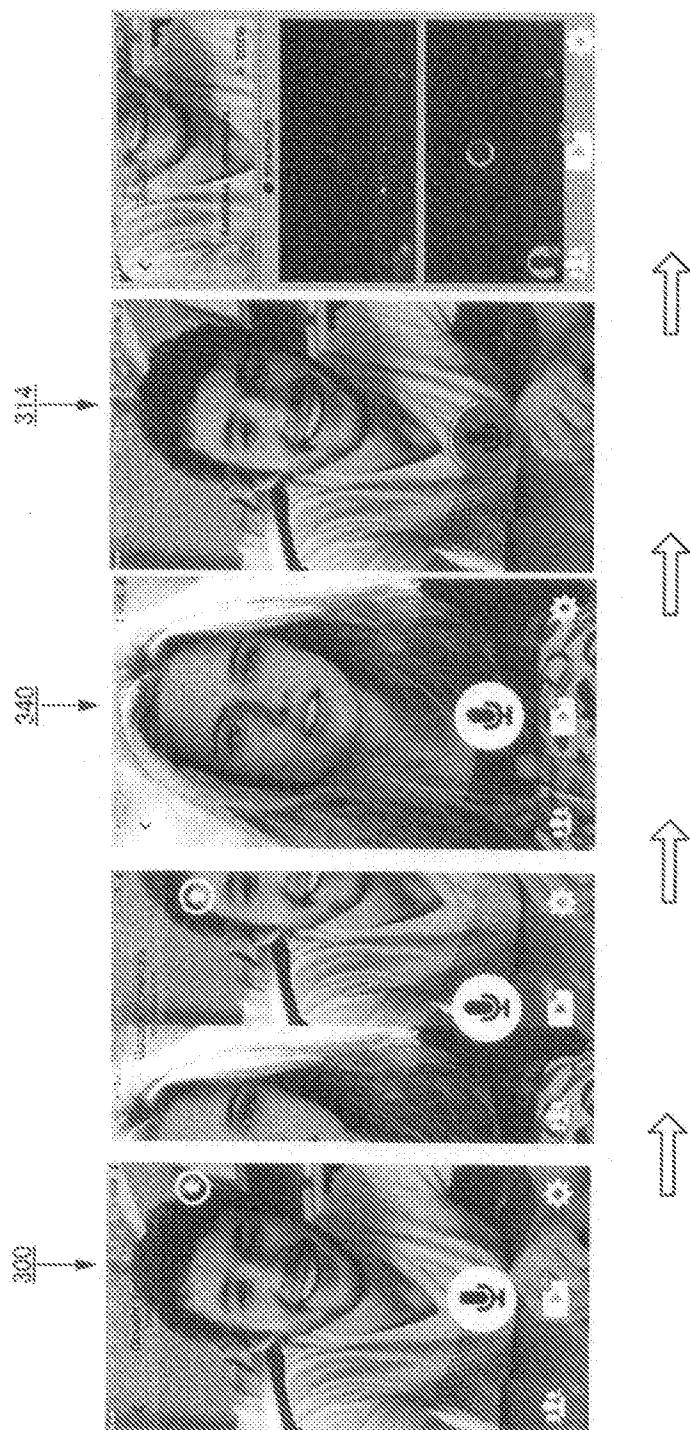
[図11]



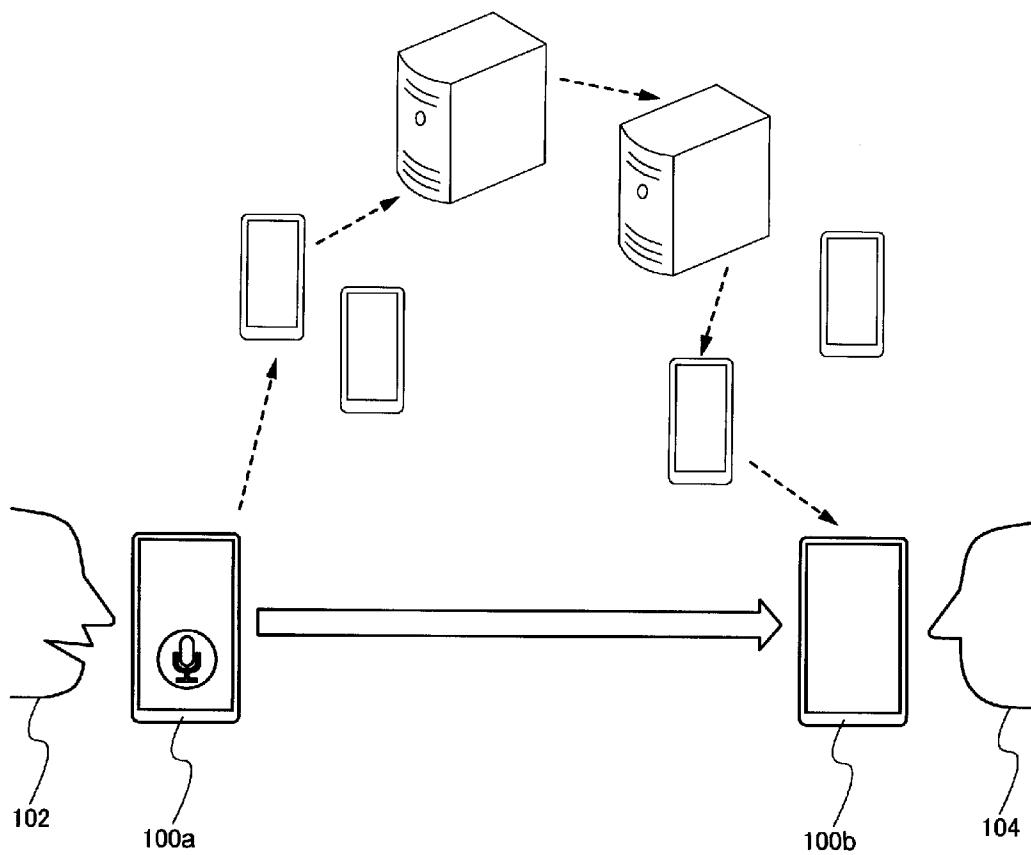
[図12]



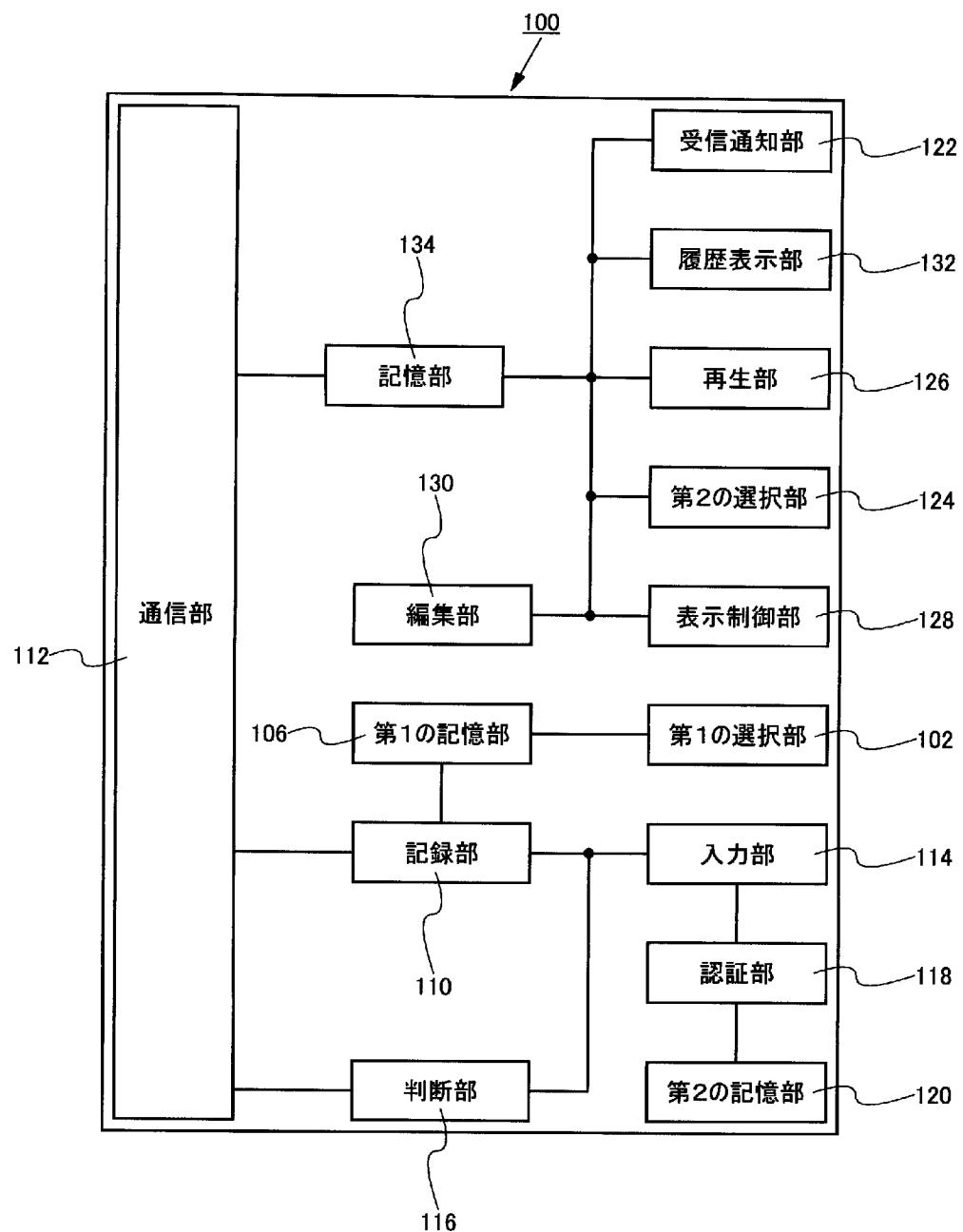
[図13]



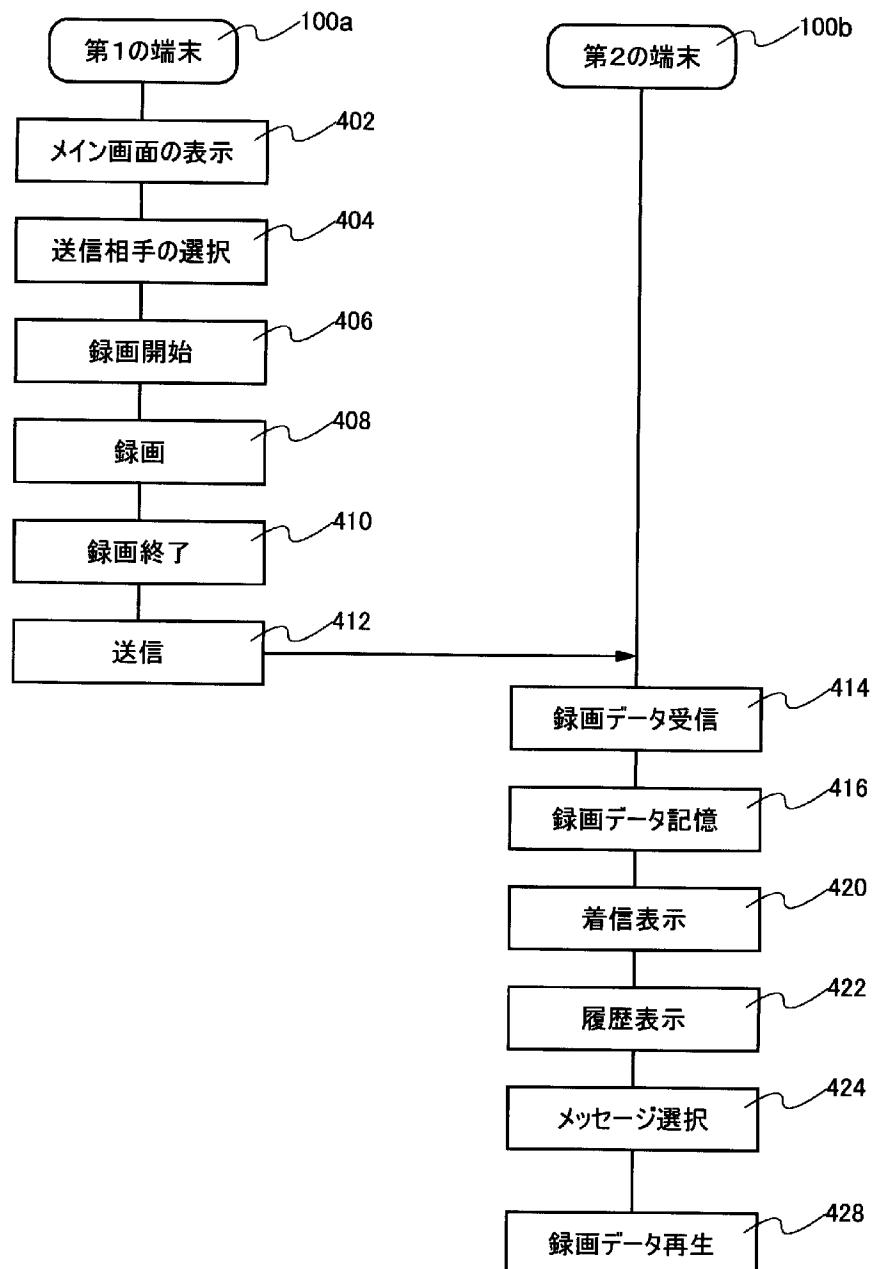
[図14]



[図15]



[図16]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2015/072055

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

G06F13/00(2006.01)i, H04M1/00(2006.01)i, H04M3/533(2006.01)i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

G06F13/00, H04M1/00, H04M3/533

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2015
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2015	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2015

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2005-348192 A (Canon Inc.), 15 December 2005 (15.12.2005), fig. 14, 15; paragraphs [0085] to [0095] & WO 2005/120028 A1 page 36, line 4 to page 41, line 6	1,2,7-11,13, 14 3-6,12,15,16
X	JP 2012-516501 A (Voxer IP LLC), 19 July 2012 (19.07.2012), paragraphs [0009], [0030]	1,2,7-11,13, 14
Y	paragraphs [0009], [0039] & US 2010/0198922 A1 & US 2010/0198988 A1 & US 2010/0198923 A1 & US 2010/0199133 A1 & US 2010/0198925 A1 & EP 2391076 A2 & CA 2746734 A & KR 10-2011-0113751 A & CN 102292944 A & AU 2009338743 A	3-6,12,15,16

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date

"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search

18 August 2015 (18.08.15)

Date of mailing of the international search report

02 November 2015 (02.11.15)

Name and mailing address of the ISA/

Japan Patent Office
3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-8915, Japan

Authorized officer

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2015/072055

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2005-222410 A (Calsonic Kansei Corp.), 18 August 2005 (18.08.2005), paragraph [0037] (Family: none)	3
Y	JP 2004-265329 A (Toshiba Corp.), 24 September 2004 (24.09.2004), paragraph [0043] & US 2004/0235466 A1 paragraph [0049] & EP 1463283 A2	4
Y	JP 2009-88717 A (NTT Comware Corp.), 23 April 2009 (23.04.2009), paragraph [0026] (Family: none)	5
Y	JP 2008-537258 A (Microsoft Corp.), 11 September 2008 (11.09.2008), paragraph [0011] & WO 2006/115594 A2 paragraph [0011] & US 2006/0242155 A1 & US 2012/0096127 A1 & KR 10-2008-0008338 A & CN 101427246 A & KR 10-1312856 B1	6,12
Y	JP 2002-99820 A (Casio Computer Co., Ltd.), 05 April 2002 (05.04.2002), fig. 8; paragraphs [0058], [0059] (Family: none)	15
Y	JP 2001-318851 A (Kazuya IMANISHI), 16 November 2001 (16.11.2001), paragraph [0001] (Family: none)	15
Y	JP 2008-89717 A (Yahoo Japan Corp.), 17 April 2008 (17.04.2008), claim 6 (Family: none)	16
Y	JP 2007-141099 A (Yahoo Japan Corp.), 07 June 2007 (07.06.2007), Problem Solving Means (Family: none)	16

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2015/072055

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:
(See extra sheet.)

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2015/072055

Continuation of Box No.III of continuation of first sheet(2)

The invention set forth in independent claim 1 and the invention set forth in independent claim 7 have the common technical feature of "terminal device".

However, the above-said technical feature cannot be considered to be a special technical feature, since the technical feature does not make a contribution over the prior art in the light of the contents disclosed in the documents 1, 2 and so on.

In addition, there is no other same or corresponding special technical feature between the invention of independent claim 1 and the inventions of independent claim 7.

Therefore, the inventions of claims 1-6 and the inventions of claims 7-12 have no same or corresponding special technical feature.

Independent claim 7 does not recite the feature of receiving a recorded message and the reproducing of a video and sound according to independent claim 1, so that the inventions cannot be said to be relevant to each other in a complementary manner.

Similarly, the invention set forth in independent claim 1 and the invention set forth in independent claim 13 have the common technical feature of "terminal".

However, the above-said technical feature cannot be considered to be a special technical feature, since the technical feature does not make a contribution over the prior art in the light of the contents disclosed in the documents 1, 2 and so on.

In addition, there is no other same or corresponding special technical feature between the invention of independent claim 1 and the invention of independent claim 13.

Therefore, the inventions of claims 1-6 and the inventions of claims 13-16 have no same or corresponding special technical feature.

Independent claim 13 does not recite the feature of receiving and processing a recorded message according to independent claim 1, so that the inventions cannot be said to be relevant to each other in a complementary manner.

Three inventions (invention groups) are involved in claims.

(Invention 1) the inventions of claims 1-6

(Invention 2) the inventions of claims 7-12

(Invention 3) the inventions of claims 13-16

A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC))

Int.Cl. G06F13/00(2006.01)i, H04M1/00(2006.01)i, H04M3/533(2006.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC))

Int.Cl. G06F13/00, H04M1/00, H04M3/533

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2015年
日本国実用新案登録公報	1996-2015年
日本国登録実用新案公報	1994-2015年

国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2005-348192 A (キヤノン株式会社) 2005.12.15, 図14, 15、 【0085】～【0095】 & WO 2005/120028 A1 (36ページ4行～41ページ6行)	1, 2, 7-11, 13, 14
Y		3-6, 12, 15, 16
X	JP 2012-516501 A (ヴォクサー アイピー エルエルシー) 2012.07.19, 【0009】,【0030】 & WO 2010/087879 A1 ([0009], [0039]) & US 2010/0198922 A1 & US 2010/0198988 A1 & US 2010/0198923 A1 & US 2010/0199133 A1 & US 2010/0198925 A1 & EP 2391076 A2 & CA 2746734 A & KR 10-2011-0113751 A & CN	1, 2, 7-11, 13, 14
Y		3-6, 12, 15, 16

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

- 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献(理由を付す)
 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
 「P」国際出願目前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

- 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

18.08.2015

国際調査報告の発送日

02.11.2015

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/JP)

郵便番号100-8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官(権限のある職員)

坂東 博司

5T

4234

電話番号 03-3581-1101 内線 3568

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	102292944 A & AU 2009338743 A JP 2005-222410 A (カルソニックカンセイ株式会社) 2005. 08. 18, 【0037】 (ファミリーなし)	3
Y	JP 2004-265329 A (株式会社東芝) 2004. 09. 24, 【0043】 & US 2004/0235466 A1 ([0049]) & EP 1463283 A2	4
Y	JP 2009-88717 A (エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社) 2009. 04. 23, 【0026】 (ファミリーなし)	5
Y	JP 2008-537258 A (マイクロソフト コーポレーション) 2008. 09. 11, 【0011】 & WO 2006/115594 A2 ([0011]) & US 2006/0242155 A1 & US 2012/0096127 A1 & KR 10-2008-0008338 A & CN 101427246 A & KR 10-1312856 B1	6, 12
Y	JP 2002-99820 A (カシオ計算機株式会社) 2002. 04. 05, 図8、【0 058】,【0059】 (ファミリーなし)	15
Y	JP 2001-318851 A (今西 和也) 2001. 11. 16, 【0001】 (ファ ミリーなし)	15
Y	JP 2008-89717 A (ヤフー株式会社) 2008. 04. 17, 【請求項6】 (フ ァミリーなし)	16
Y	JP 2007-141099 A (ヤフー株式会社) 2007. 06. 07, 【解決手段】 (フ ァミリーなし)	16

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。
つまり、

2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、

3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるとこの国際調査機関は認めた。
(特別ページを参照。)

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

「第III欄 発明の單一性が欠如しているときの意見」の続き

独立項1に係る発明と、独立項7に係る発明とは、「端末装置」という共通の技術的特徴を有している。

しかしながら、当該技術的特徴は、文献1, 2等の開示内容に照らして、先行技術に対する貢献をもたらすものではないから、当該技術的特徴は、特別な技術的特徴であるとはいえない。また、独立項1に係る発明と、独立項7に係る発明との間に、ほかに同一の又は対応する特別な技術的特徴は存在しない。

したがって、請求項1～6に係る発明と、請求項7～12に係る発明とは、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しない。

なお、独立項7には、例えば、独立項1が有する録画されたメッセージを受信し、映像と音を再生することは記載されておらず、両発明は相補的に関連するとはいえない。

同様に、独立項1に係る発明と、独立項13に係る発明とは、「端末」という共通の技術的特徴を有している。

しかしながら、当該技術的特徴は、文献1, 2等の開示内容に照らして、先行技術に対する貢献をもたらすものではないから、当該技術的特徴は、特別な技術的特徴であるとはいえない。また、独立項1に係る発明と、独立項13に係る発明との間に、ほかに同一の又は対応する特別な技術的特徴は存在しない。

したがって、請求項1～6に係る発明と、請求項13～16に係る発明とは、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しない。

なお、独立項13には、例えば、独立項1が有する録画されたメッセージを受信し、処理することは記載されておらず、両発明は相補的に関連するとはいえない。

そして、請求の範囲には、3つの発明（群）が含まれる。

- (発明1) 請求項1～6に係る発明
- (発明2) 請求項7～12に係る発明
- (発明3) 請求項13～16に係る発明